

6月定例教育委員会会議

(議 案)

議案第 43 号

令和 2 年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について

美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針について、下記のとおり定めたいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 6 月 19 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

令和 2 年度美祢市教育委員会事務事業の点検及び評価の実施に関する方針

美祢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づき実施する、事務事業の点検及び評価の実施に関する方針を以下のように定める。

1 点検・評価の目的について

教育委員会自らが定めた方針に従い、課題解決的な教育行政が執行されているかどうか、教育委員会自らが事務事業を点検・評価して報告書を作成する。作成した報告書は議会に提出するとともに、ホームページで公表し、市民への説明責任を果たし、結果を事業に反映することで不断の改善を進め、効果的な教育行政を実現する。

2 評価事項について

教育委員会は、前年度の教育委員会の事務事業について、次に掲げる内容について点検評価を実施する。

- ① 教育委員会の活動状況（教育委員会会議の開催状況、学校訪問の状況等）
- ② 教育委員会の事務事業の実施状況（「美祢市教育振興基本計画 実施計画」に掲げる主な取組のうち主要事業の実施状況及び成果）
- ③ その他教育委員会が必要と認めた事務事業についての対応の状況

3 事務事業評価の基準について

担当課において、事務事業の重要度及び有効性について、第 1 次評価を行う。

教育委員会は、点検及び評価の客観性を確保するために、美祢市教育委員会事務点検及び評価実施要綱（平成 21 年美祢市教育委員会告示第 3 号）第 3 条の規定による学識経験者（点検評価委員）の意見を活用し、最終評価を行う。

重要度に関する評価点

① 政策目標を実現する上での役割

| 評価点 | 内容 |
|-----|----------|
| 5 | 重要である |
| 4 | やや重要である |
| 3 | どちらでもない |
| 2 | あまり重要でない |
| 1 | 重要でない |

有効性に関する評価点

① 施策の実施による成果の度合い

② 施策の目標を達成できたか

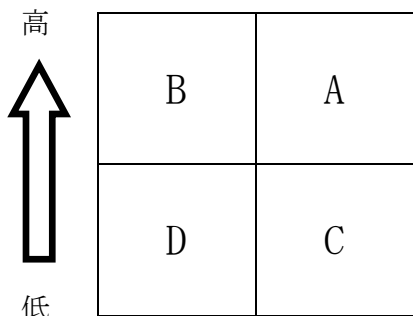
| 評価点 | 内容 |
|-----|----------|
| 5 | 有効である |
| 4 | やや有効である |
| 3 | どちらでもない |
| 2 | あまり有効でない |
| 1 | 有効でない |

| 評価点 | 内容 |
|-----|-------------|
| 5 | 達成できた |
| 4 | ほぼ達成できた |
| 3 | どちらでもない |
| 2 | あまり達成できなかった |
| 1 | 達成できなかった |

第1次評価及び最終評価

| 評価区分 | 重要度① | 有効性（成果の度合い①+達成度②） |
|------|------|-------------------|
| A | 4・5 | 7～10 |
| B | 4・5 | 6～ 2 |
| C | 3～1 | 7～10 |
| D | 3～1 | 6～ 2 |

重要度



| 区分 | 重要度 | 有効性 | 基本的な考え方 |
|----|-----|-----|----------------------------|
| A | 高 | 高 | 現状を維持しながら、効率的な事業執行が求められる事業 |
| B | 高 | 低 | 優先的に成果のある効果的な取組が求められる事業 |
| C | 低 | 高 | 費用対効果の高い取組が求められる事業 |
| D | 低 | 低 | 抜本的な事業の見直しが求められる事業 |

4 事業の方向・方針について

自らの評価の結果に基づき、事業実施にあたっての課題を明らかにする。課題解決に向けて今後の取組の方向性を示す。

| 今後の方向性 | 内容 |
|-----------|-----------------------------------|
| 事業拡大 | 事業を拡大する事業 |
| 現状維持 | 今までどおり実施する事業 |
| 期間を定めて見直し | 近い将来見直しが必要な事業 |
| 運営手法等の見直し | 運営主体の変更、実施時期の変更、実施対象の変更などの変更を行う事業 |
| 事業縮小 | 事業の縮小を行う事業 |
| 期間を定めて終了 | 事業の終了年度を定めて実施する事業 |
| 事業完了 | 事業を完了とする事業 |
| 事業廃止 | 事業の廃止を行う事業 |

5 結果の公表に関する事項

教育委員会は、評価事項を点検評価して報告書を作成し、この報告書を議会に提出し、また、ホームページで公表する。

議案第44号

美祢市スポーツ推進委員設置規則の一部改正について

美祢市スポーツ推進委員設置規則（平成20年美祢市教育委員会規則第27号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年6月19日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市スポーツ推進委員設置規則の一部を改正する規則

美祢市スポーツ推進委員設置規則（平成20年美祢市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、2年」を「、任命した日から翌年度の3月31日まで」に改める。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

議案第45号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会設置要綱の一部改正について

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会設置要綱（平成20年美祢市教育委員会告示第15号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年6月19日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会設置要綱の一部を改正する告示

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会設置要綱（平成20年美祢市教育委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、2年」を「、任命した日から翌年度の3月31日まで」に改める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

議案第46号

美祢市立図書館あり方検討委員会設置要綱の一部改正について

美祢市立図書館あり方検討委員会設置要綱（平成29年美祢市教育委員会告示第7号）の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年6月19日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

美祢市立図書館あり方検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

美祢市立図書館あり方検討委員会設置要綱（平成29年美祢市教育委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「10人」を「15人」に改め、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「4号」を「3号」に改め、同号を同項第4号とする。

第4条中「任期は1年とし」を「任期は、任命した日から翌年度の3月31日までとし」に、「再任は」を「再任を」に改める。

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

議案第 47 号

美祢市史跡長登銅山跡調査及び整備委員会委員の委嘱について

下記の者を美祢市史跡長登銅山跡調査及び整備委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 6 月 19 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日まで

2 委員の氏名

| 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|-------|-----------------|-----|
| 巽 淳一郎 | 元京都橘大学教授 | 再任 |
| 渡辺 一雄 | 梅光学院大学客員教授 | 再任 |
| 中西 哲也 | 九州大学総合博物館准教授 | 再任 |
| 黒羽 亮太 | 山口大学講師 | |
| 山本 勉 | (一社) 美祢市観光協会 | |
| 藏重 宏史 | 長登銅山跡環境整備有志の会代表 | |

議案第 48 号

特別天然記念物秋吉台保存活用計画策定委員会委員の委嘱について

下記の者を特別天然記念物秋吉台保存活用計画策定委員会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 2 年 6 月 19 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

1 委員の任期 令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名

| 氏 名 | 所 属 | 備 考 |
|-------|---------------------|-----|
| 田中 和広 | 山口大学副学長・学術専門家委員会委員長 | |
| 堀 学 | 山口大学准教授 | |
| 吉村 和久 | 九州大学名誉教授 | |
| 浦田 健作 | 大阪経済法科大学教授 | |
| 田中 浩 | 県立山口博物館 | |
| 中村 久 | 美祢市自然保護協会会長 | |
| 後藤 和夫 | 山口むしの会会長 | |
| 猶野 智和 | 秋吉台商店会 | |
| 安富 善政 | 秋芳洞商店会 | |
| 荒木 陽子 | 大阪市立自然史博物館外来研究員 | |

報告第 11 号

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱について

美祢市公民館運営審議会委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 19 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

- 1 臨時代理年月日 令和 2 年 4 月 1 日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

赤郷公民館

| 区分 | 氏 名 | 所 属 | 委嘱日 | 備考 |
|----|------|-------|----------------|----|
| 委嘱 | 秋本 修 | 学識経験者 | 令和 2 年 4 月 1 日 | |

報告第 12 号

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱について

美祢市生涯学習のまちづくり推進協議会委員の委嘱について、美祢市教育長に対する事務委任規則（平成 20 年美祢市教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 6 月 19 日提出

美祢市教育委員会教育長 中 本 喜 弘

記

- 1 臨時代理年月日 令和 2 年 4 月 1 日
- 2 委員の任期 委嘱日から令和 4 年 3 月 31 日まで
- 3 委員の氏名

| 区分 | 氏 名 | 所 属 | 委嘱日 | 備考 |
|----|-------|------------------------------|----------------|----|
| 委嘱 | 前田 真一 | 美祢市小・中学校 PTA 連合会 会長 | 令和 2 年 4 月 1 日 | |
| 委嘱 | 馬屋原真一 | 美祢市生涯学習のまちづくり 厚保地区推進協議会会長 | 令和 2 年 4 月 1 日 | |